

令和3年度公正取引委員会調達改善計画

令和3年3月31日
公正取引委員会

令和3年度公正取引委員会調達改善計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

1 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが重要である。他方で、調達の目的や財・サービスの性質に応じた最適な調達方法等を検討するほか、国の調達活動の公共性に鑑み、経済性に加えて、公平性、透明性、履行の確実性、各種の法令等の遵守、国の諸政策との整合性などの幅広い観点からの考慮が必要となる。

公正取引委員会における調達改善に当たっては、これらの要請に応えるために、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ねることとし、透明性、外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に取り組み、推進することとする。

2 調達の現状分析

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の厳正かつ適切な執行を主たる職務としており、多くの財・サービスを調達して行う事業は実施しておらず、財・サービスの調達内容が年度によって大きく変化することはない、経費の構成もおおむね同じである。

令和元年度における調達の状況は、表1から表4のとおりである。

表1 令和元年度公正取引委員会における調達契約の種別

契約方式		契約件数	契約金額
競争性のある契約	競争契約	96件 (74%)	5億2858万円 (67%)
	企画競争による随意契約	1件 (1%)	5400万円 (7%)
	公募による随意契約	10件 (8%)	401万円 (1%)
	不落・不調による随意契約	2件 (2%)	7238万円 (9%)
	小計	109件 (84%)	6億5898万円 (83%)
競争性のない随意契約		20件 (16%)	1億3069万円 (17%)
合計		129件 (100%)	7億8967万円 (100%)

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない)。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「競争契約」には、合同庁舎維持管理又は他省庁との共同調達に係る契約であって、入札等の調達事務を公正取引委員会ではなく合同庁舎管理官庁又は共同調達幹事官庁が行った51件が含まれている。

表2 令和元年度公正取引委員会における調達の応札状況

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	15件	5320万円	81件	4億7539万円	96件	5億2859万円
割合	16%	10%	84%	90%	100%	100%
企画競争による随意契約	0件	0円	1件	5400万円	1件	5400万円
割合	0%	0%	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約	0件	0円	0件	0円	0件	0円
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない)。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「1者」には、合同庁舎維持管理又は他省庁との共同調達に係る契約であって、入札等の調達事務を公正取引委員会ではなく合同庁舎管理官庁又は共同調達幹事官庁が行った7件が含まれている (「2者以上」の「競争契約」にも同様の案件が44件含まれている)。

(注4) タクシーチケット供給業務など公募を実施した結果、複数者からの応募があり、かつ、当該応募者のうち一定の条件を満たした複数者と契約を締結したものについては、「公募による随意契約」として計上していない。

表3 令和元年度公正取引委員会における調達経費の内訳

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	1件	2398万円	一件	一円	1件	2398万円
	割合 (A/K)	1%	3%	—%	—%	1%	3%
	公共工事に係る 調査及び設計業 務等 (B)	0件	0円	一件	一円	0件	0円
	割合 (B/K)	0%	0%	—%	—%	0%	0%
小計		1件	2398万円	一件	一円	1件	2398万円
物 品 役 務 等	情報システム(C)	10件	9353万円	一件	一円	10件	9353万円
	割合 (C/K)	8%	12%	—%	—%	8%	12%
	雑役務費 (D)	43件	4億3824万円	一件	一円	43件	4億3824万円
	割合 (D/K)	33%	55%	—%	—%	33%	55%
	通信運搬費 (E)	6件	9768万円	一件	一円	6件	9768万円
	割合 (E/K)	5%	12%	—%	—%	5%	12%
	印刷製本費 (F)	10件	5007万円	一件	一円	10件	5007万円
	割合 (F/K)	8%	6%	—%	—%	8%	6%
	備品費 (G)	4件	2672万円	一件	一円	4件	2672万円
	割合 (G/K)	3%	3%	—%	—%	3%	3%
	消耗品費 (H)	31件	3046万円	一件	一円	31件	3046万円
	割合 (H/K)	24%	4%	—%	—%	24%	4%
	借料及び損料(I)	16件 (10件)	2039万円 (401万円)	一件	一円	16件 (10件)	2039万円 (401万円)
	割合 (I/K)	12%	3%	—%	—%	12%	3%
その他 (J)	8件	860万円	一件	一円	8件	860万円	
割合 (J/K)	6%	1%	—%	—%	6%	1%	
小計		128件	7億6569万円	一件	一円	128件	7億6569万円
合計 (K)		129件	7億8967万円	一件	一円	129件	7億8967万円

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「情報システム」は、予算科目(情報処理業務庁費及び電子計算機等借料)に該当するものを計上、他の区分は費途別に計上(「情報システム」に係るものを除く)。

(注4) 「借料及び損料」の()内は、タクシーチケット供給業務など公募を実施した結果、複数者からの応募があり、かつ、当該応募者のうち一定の条件を満たした複数者と契約を締結したものの件数及び契約金額である。

(注5) 「雑役務費」、「通信運搬費」、「消耗品費」及び「その他」には、合同庁舎維持管理又は他省庁との共同調達に係る契約であって、入札等の調達事務を公正取引委員会ではなく合同庁舎管理官庁又は共同調達幹事官庁が行った47件が含まれている。

(注6) 契約の締結者は地方支分部局等についても本局支出負担行為担当官となる。

表4 令和元年度公正取引委員会における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

		本省		地方支分部局等		府省庁全体		
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
公共 工事 等	公共工事 (A)	1件	2398万円	1件	1円	1件	2398万円	
	割合 (A/I)	7%	45%	1%	1%	7%	45%	
	公共工事に係る 調査及び設計業 務等 (B)	0件	0円	1件	1円	0件	0円	
	割合 (B/I)	0%	0%	1%	1%	0%	0%	
小計		1件	2398万円	1件	1円	1件	2398万円	
物 品 役 務 等	情報システム(C)	1件	647万円	1件	1円	1件	647万円	
	割合 (C/I)	7%	12%	1%	1%	7%	12%	
	雑役務費 (D)	8件	1383万円	1件	1円	8件	1383万円	
	割合 (D/I)	53%	26%	1%	1%	53%	26%	
	備品費 (E)	1件	310万円	1件	1円	1件	310万円	
	割合 (E/I)	7%	6%	1%	1%	7%	6%	
	消耗品費 (F)	2件	84万円	1件	1円	2件	84万円	
	割合 (F/I)	13%	2%	1%	1%	13%	2%	
	借料及び損料(G)	1件	168万円	1件	1円	1件	168万円	
	割合 (G/I)	7%	3%	1%	1%	7%	3%	
	その他 (H)	1件	330万円	1件	1円	1件	330万円	
	割合 (H/I)	7%	6%	1%	1%	7%	6%	
	小計		14件	2922万円	1件	1円	14件	2922万円
	合計 (I)		15件	5320万円	1件	1円	15件	5320万円

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「情報システム」は、予算科目 (情報処理業務費及び電子計算機等借料) に該当するものを計上、他の区分は費
途別に計上 (「情報システム」に係るものを除く。)

(注4) 「雑役務費」及び「消耗品費」には、合同庁舎維持管理又は他省庁との共同調達に係る契約であって、入札等の調
達事務を公正取引委員会ではなく合同庁舎管理官庁又は共同調達幹事官庁が行った7件が含まれている。

(注5) 公正取引委員会は、地方支分部局等の物品・役務等に係る契約は全て本局支出負担行為担当官が行っている。

3 重点的な取組及び共通的な取組

別紙1のとおり。

4 その他の取組

別紙2のとおり。

5 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

6 調達改善の推進体制等

調達改善の推進に当たっては、平成25年度から「公正取引委員会調達改善推進チーム」を設置して取り組んでいるところである。推進チームの体制は次のとおり。

総括責任者	官房総括審議官
副統括責任者	官房総務課長
メンバー	官房総務課企画官 官房総務課会計室長
事務局	官房総務課会計室

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告することとする。

7 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては、公正取引委員会契約監視委員会各委員の意見を活用する。

以上